

平成29年春季山口県火災予防運動重点目標

1 実施期間

3月1日（水）から 3月7日（火）までの 7日間

2 山口県防火標語（平成29年）

『火の始末 消したか 見たか もう一度』

3 重点目標及び推進事項

消防庁の定めた「平成29年春季全国火災予防運動実施要綱」を推進することとし、特に、次の目標を重点的に推進する。

（1）住宅防火対策の推進

本県における昨年1年間の火災による総死者数は26人であり、その内訳は、建物火災19人、車両火災2人、その他火災5人となっている。

また、住宅火災による死者（放火自殺等を除く）は17人で、うち65才以上の高齢者は13人と全体の7割以上を占めており、主な要因は「逃げ遅れ」となっている。

このような状況を踏まえ、高齢者等の「逃げ遅れ」による死者の発生を防止するため、以下の取組を推進する。

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。
- イ 寝具・衣類等への着火防止に有効な防炎製品の普及促進を図る。
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報を実施する。

（2）野焼き火災や林野火災等予防対策の推進

本県では、例年たき火等を原因とする火災が多く発生していることから、以下の取組を推進する。

- ア これからの中季、野焼きや入山者の増加等が見込まれるため、林野周辺住民、入山者等に対し防火意識のかん養を図る。
- イ 野焼きやたき火等を行う場合の消火準備や監視の徹底に係る注意喚起広報を実施する。

（3）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を図る。
- イ 乾燥注意報や強風注意報が発表された場合等において、地域住民に屋外での火の取扱い等について注意を促す等、火災予防広報を実施する。

（4）放火火災防止対策の推進

全国における過去数年間の出火原因をみると、放火（放火の疑いを含む。）が最も多く、本県においても、平成26年は43件、平成27年は37件の放火による火災が発生している。また、放火は、平成27年以前の過去10年間を通じて、本県における出火原因の約1割を占め続けている。

このような状況を踏まえ、放火を出火原因とする火災の発生を防止するために以下の取組を推進する。

ア 「放火火災防止対策戦略プラン」(平成17年1月)を活用した「放火されない環境づくり」を図る。

イ 放火の集中する夜間も営業を行っているタクシー会社と連携した取組を進める。

(5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実を図る。

イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理を徹底する。

ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進を図る。

エ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。

オ ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底する。

カ 表示制度及び公表制度の取組を推進する。

キ 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策を徹底する。

ク 有床診療所・病院等における防火安全対策を徹底する。

(6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用、維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底を図る。

(7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベントや祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、積極的に現地に赴き、以下の取組を実施する。

ア 催しを主催する者に対する指導を徹底する。

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を徹底する。

ウ 火気器具を使用する屋台等への指導を徹底する。

エ 照明器具の取扱いに係る指導を徹底する。

4 県の実施事項

(1) 火災予防作品の活用等

小中学校の児童・生徒及び幼稚園・保育園児並びに高齢者を対象に募集した火災予防に関するポスター、習字及び絵画並びに防火標語の優秀作品を表彰し、公表することにより、次代を担う少年少女等の火災予防についての関心を高めるとともに、火災による死者の多くを占める65歳以上の高齢者等、広く県民に対して、火災予防思想の普及高揚を図る。

また、県独自で作成した火災予防ポスターを、学校や公共施設等へ配布し、火災予防を呼びかける。

(2) 広報の実施

次に掲げる各種広報を実施し、この運動の盛り上がりを図る。

ア 太陽光発電インフォメーションシステムによる広報（福井・下松・山口・萩・長門・宇部・下関）

イ テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した広報